

新潟市秋葉区農業委員会 2 月定例総会議事録

1 開催日時 平成 31 年 2 月 28 日（木）午後 3 時 30 分から午後 4 時 20 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員

農政振興部会長職務代理者	1 番	坂上 静男
会長職務代理者	2 番	平野 榮治
会長	3 番	小倉 栄造
委員	4 番	高野 謙一
農地部会長	5 番	阿部 信行
委員	6 番	高橋 昇
委員	7 番	吉田 信雄
農地部会長職務代理者	8 番	松田 洋一
委員	9 番	鈴木 儀一
委員	10 番	笠原 綱生
委員	11 番	高山 直興
委員	12 番	佐藤 千穂子
委員	13 番	砂原 剛
農政振興部会長	14 番	佐藤 英一
委員	15 番	大竹 玲子
委員	16 番	柏木 宏

4 欠席委員

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

11 番	高山 直興
12 番	佐藤 千穂子

第 2 議事

議案第 31 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 32 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について
議案第 33 号	農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	真柄 和朗
農政振興係長	白川 文夫

7 会議の概要

事務局長 (佐藤局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、平成30年度2月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
事務局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日の欠席者はありません。よって、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので11番・高山委員、12番・佐藤千穂子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長

議案第 31 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 31 号「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。

1 ページからは利用権設定の新規、新津地区 167 件、小須戸地区 23 件、計 190 件筆数 1,394 筆、面積 1,064,978 m²であります。

39 ページからは利用権の更新、新津地区 97 件、小須戸地区 23 件、計 120 件、筆数 785 筆、面積 692,608 m²であります。

63 ページは売買、新津地区 2 件、小須戸地区 1 件、計 3 件、筆数 12 筆、面積 5,631 m²であります。

64 ページは利用権の移転、新津地区 5 件、筆数 8 筆、面積 5,907 m²であります。

65 ページからは中間管理事業分で、新津地区 31 件、小須戸地区 3 件、計 34 件筆数 349 筆、面積 266,904 m²であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

72 ページをご覧ください。

「新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）」案でございます。農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は平成 31 年 3 月 14 日となります。

73 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(委員退席)

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

佐藤千穂子委員

67、70 ページなどに賃借料が入っていない案件が見受けられるが、それはどういう理由によるものか。また、大体が 2 万円の賃料だが、1 万数千円や数千円のものも一部あり、ばらつきがある。この辺もどういう理由によるものでしょうか。

白川係長

中間管理機構を通しての賃貸で、機構に預けたが結果として自分が受託することとなった案件が一部あり、これについては 0 円となるため賃借料

の欄に数字は入りません。また、賃借料の大半は2万円ですが、個別の事情に応じてそれ以外の金額となることもあります。

議長

他にありませんか。

(なし)

議長

他に、ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第31号は原案どおり決定しました。ここで退席委員の入室を許可します。

(退席委員着席)

議長

それでは次に移ります。

議案第32号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(真柄主査)

それでは、議案書74ページをご覧ください。

議案第32号、農地法第5条許可申請に関する処分決定についてご説明いたします。

1番をご覧ください。

貸付人、A氏

借受人、株式会社B、代表取締役C氏による許可申請を受け付けました。大鹿地区の案件で、稲月推進委員の担当地区です。転用申請面積は、田1筆、約8アールです。

本件は、賃貸借権設定による一時転用許可申請です。転用目的は、新潟市発注の橋梁工事に際し、工事期間中の作業用バックヤードとして申請するものです。一時転用であり、本来は工事終了後に農地に復旧すべきです

が、工事が2期に分かれており、工事完了予定が平成32年3月であることから、農地の復旧は工事全体の最後に行いたい旨の申し入れを秋葉区建設課から受けました。

この件に関して、事前に区建設課から事務局へ協議書の提出があり、工事期間の管理については請負業者の受注期間をその業者が、1期と2期の空白期間は区建設課が責任を持つとのことでした。

部会としては、周辺農地に迷惑にならないよう管理することを指導し、申請者もこれを承諾しました。

申請地は、農振農用地区域内農地に該当し原則許可できませんが、一時転用ということから許可相当と判断できるものです。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

以上、事務局の説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長報告

平成31年2月25日に開催されました農地部会における、農地法第5条第1項の規定による許可申請1件の調査内容について報告します。

議案書74ページ1番の案件です。

本件の申請者の株式会社B、代表取締役C氏の代理人D氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、新潟市発注工事の作業ヤードとして使用するために一時転用を申請したとのことでした。

一時転用であり、本来は工事終了後に農地に復旧すべきですが、工事が2期に分かれており、工事完了予定が平成32年を予定していることから、農地の復旧は工事全体の最後に行いたい旨の申し入れを秋葉区建設課から受けました。

この件に関して、事前に区建設課から事務局へ協議書の提出があり、工事期間の管理については請負業者の受注期間をその業者が、1期と2期の空白期間は区建設課が責任を持つとのことでした。

部会としては、周辺農地に迷惑にならないよう管理することを指導、申請者もこれを承諾しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 32 号は、原案どおり決定しました。

議長

次に、追加議案の議案第 33 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(真柄主査)

議案第 33 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてご説明いたします。

追加議案書 1 ページ 1 番をご覧ください。

譲渡人 E 氏、

譲受人 F 氏より、売買による所有権移転の許可申請を受け付けました。

蒲ヶ沢地区の案件で、熊倉推進委員の担当地区です。

申請面積は、田 1 筆、約 2 アール、畑 2 筆、約 2 アール、計約 4 アールです。

譲受人は、水稻を 112 アール、蔬菜を 2 アール栽培しております。

譲渡人は、昨年 2 月に夫を亡くし、後継者もいないため農地を譲渡することとしました。

申請地は、農振農用地区域内 農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

なお、10 アールあたりの対価は 5 万円です。

次に 2 番をご覧ください。

譲渡人 G 氏、

譲受人 H 氏より、贈与による所有権移転の許可申請を受け付けました。

北上地区の案件で、佐々木推進委員の担当地区です。申請面積は、田 1

筆、約 16 アールです。

譲渡人と譲受人は親子でありますが、譲受人は敷地内の別宅におり別住所です。しかしながら、経営としては同一であるため経営面積の増減はありません。

譲受人は、水稻を 9.4ha、蔬菜を 11 アール栽培しております。

申請地は、農振農用地区域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

次に 3 番をご覧ください。

譲渡人 I 氏、

譲受人 J 氏より、売買による所有権移転の許可申請を受け付けました。

横川浜地区の案件で、須佐推進委員の担当地区です。申請面積は 田 1 筆、約 20 アールです。

譲受人は妻、母と共に経営を行っており、水稻を 139 アール、蔬菜を 46 アール栽培しております。譲渡人は、高齢により耕作困難とのことで、今回の申請に至りました。申請地は農振農用地区域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。なお、10 アールあたりの対価は 60 万円です。

また、本件は農地部会に付されました。

なお、議案第 33 号の案件はいずれも、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

以上、事務局説明を終わります。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第 31 条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

(委員退席)

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

追加議案 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定 3 件の調査内容について報告します。

では、追加議案書 1 ページ 1 番の案件です。

本件の申請者のF氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、譲渡人から売却の話があり、隣接地を耕作しているので、引き受けることにし、申請に至ったとのことでした。

部会としては、地盤が悪いようであるが、許可になってから申請通り耕作を行うよう指導し、申請者もこれを承諾しました。

次に追加議案書1ページ2番の案件です。

本件の申請者のH氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、父からの贈与を受けるやり方については、祖父の代からであり、それに従っている。相続の際の相続税を減らしていこうという目的での申請であるとのことでした。

部会としては、農業経営に励んでいただきたいと伝え、申請者もこれを了承しました。

次に、追加議案書1ページ3番の案件です。

本件の申請者のJ氏の代理人K氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、規模拡大のため申請に至ったとのことでした。

農地と自宅が離れているようなので、その点について質問したところ、現地に行ってみて分かったが、できない距離ではないとのことでした。

地元委員からの付帯意見として、地元の方が買い受けているので問題ないと思われるとのことでした。

部会としては、許可になってから申請通り耕作を行うよう指導し、申請者もこれを承諾しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可担当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、追加議案第 33 号は許可担当として意見決定することとしました。

議長

ここで退出委員の入室を許可します。

(退室委員着席)

議長

それでは、次に報告事項に移ります。
報告事項、
新潟市農用地利用配分計画(案)について
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
農地の転用事実に関する照会書について
農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
農地法第 5 条転用届出に関する受理について
一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(白川係長)

<説明>

議案書の 75 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用配分計画(案)についてであります。

新津地区 42 件、小須戸地区 3 件、計 45 件、筆数 349 筆、面積 266,904 m²であります。

84 ページは中間管理事業による利用権の移転、

新津地区 3 件、筆数 13 筆、面積 10,726 m²であります

つづいて議案書の 86 ページをご覧ください。

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、

賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。

記載のとおり 65 件受理いたしました。

(真柄主査)

100 ページをご覧ください。

報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。

記載内容のとおり 2 件受理しました。

続きまして 101 ページをご覧ください。

報告事項、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届書の受理についてです。

記載内容のとおり 5 件受理いたしました。
次に、102 ページをご覧ください。
報告事項、農地法第 5 条転用届出に関する受理についてです。
記載内容のとおり 4 件受理いたしました。
以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで平成 30 年度 2 月定例総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小倉 栄造

署名委員 高山 直興

署名委員 佐藤 千穂子